

第1218号

AFN-1218

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

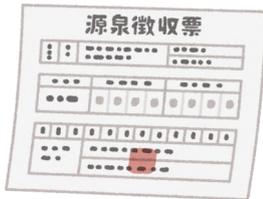
H30. 5 / 21 (月)

『源泉徴収が必要な報酬・料金等 名目ではなく実態で対象を判断』

源泉徴収が必要な報酬・料金等の範囲は、その報酬・料金等の支払を受ける者が、個人であるか法人であるかによって異なっている。個人の仕事で源泉徴収の対象となる報酬・料金等は、所得税法204条1項に定められている。

それは、(1)原稿料や講演料、デザイン料等、(2)弁護士や司法書士、税理士など特定の資格を持つ人に支払う報酬・料金、(3)社会保険診療報酬支払基金法の規定により支払われる診療報酬——だ。

さらに、(4)プロスポーツ選手やモデル、外交員などに支払う報酬、(5)芸能人や芸能プロダクション等を営む個人に支払う報酬、(6)宴会等において、接待等を行うことを業務とするホステスや、バーやキャバレーなどに勤めるホステスに支払う報酬、(7)契約金など、役務の提供を約することにより一時に支払う契約金、(8)広告宣伝のための賞金や馬主に支払う競馬の賞金、のいずれかに該当する報酬・料金であれば、源泉徴収をする必要がある。



報酬・料金等の中には、謝礼、研究費、取材費、車代などの名目で支払われているものもあるが、その実態が報酬・料金等と同じであれば源泉徴収の対象になる。しかし、報酬・料金等の支払者が、直接交通機関等へ通常必要な範囲の交通費や宿泊費などを支払った場合は、報酬・料金等を含めなくてもよいことになっている。

金銭ではなく、物品で支払う場合も報酬・料金等に含まれるので注意が必要だ。

『雇用保険の手続にマイナンバー 不備の場合は返戻に』

平成30年5月から雇用保険関連の手続きにマイナンバーの記載が必須となった。従来、記載がなくても受理された書類が、記載不備の場合には返戻となるため注意が必要だ。

マイナンバーの記載が必要な手続きは、雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届、高年齢雇用継続給付支給申請(初回)、育児休業給付支給申請(初回)、介護休業給付支給申請となる。

煩雑なようだが、たとえば転職者などですでにハローワークにマイナンバーの届出が済んでいる者については、都度記載する必要はない。欄外に「マイナンバー届出済」と記載することで省力化も可能となる。ただし、実際には届け出がされていなかった場合には書類が返戻されるので注意が必要だ。3月から社会保険の資格取得についても基礎年金番号の代わりにマイナンバーでの届け出が可能となった。マイナンバーを記載すれば住所の記入が不要になるなど、届け出する側にとっても省力化のメリットがあるので活用したい。管理部門への人員配置に限界がある中小企業にとっては負担の多いマイナンバーだが、もはや避けて通ることはできない。税理士や社会保険労務士等との連携も含めて、しっかりとした管理体制の確立が求められている。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com